

令和6年度 施設等利用給付認定の申請について

【問合せ先】 始良市役所 子どもみらい課 保育係
TEL：0995-66-3248（直通）

1 施設等利用給付認定とは

認可外保育施設や一時預かり事業、幼稚園の預かり保育などを無償化の対象として利用する場合は、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この「施設等利用給付認定」を受けるには、保護者の就労等により家庭で保育ができないなどの「保育の必要性」が認められる場合に限られます。

	保育の必要性	認定できる期間
居宅外労働 居宅内労働	保護者が月に12日以上、かつ1日に4時間以上、居宅外の就労又は家事以外の居宅内の就労を日中に行っている。	入所する子どもが小学校就学前までの期間内で、左記の入所要件を満たしている期間
出産(妊娠)	保護者が出産前後に安静を要している。	出産予定日の6週間前（多胎妊娠は8週間前）から出産後8週間以内（多胎妊娠は12週間以内）で必要な期間
病気療養	保護者が疾病、負傷等で保育することが困難な状態である。	『診断書（意見書）』等に記載された安静を要する期間
看護・介護	保護者が月に12日以上、かつ1日に4時間以上、同居又はそれ以外の親族の看護・介護等を日中に行っている。	入所する子どもが小学校就学前までの期間で、保護者等が保育することが困難な期間
震災、火災等 災害の復旧	保護者が被災による復旧にあっている。	災害等復旧が完了するまでの期間
就学 技能取得	保護者が月に12日以上、かつ1日に4時間以上、就学・技能取得のための通学を日中に行っている。	保護者が職業訓練又は各種学校に就学する期間内で、入所する要件を満たしている期間
育児休業中	保護者が育児休業を取得し、出生児の保育に専念する。	育児休業取得の対象となった子どもの兄姉が既に入所しているときに限り、対象となった子どもの育児休業期間
求職活動	保護者が職業安定所（ハロー・ワーク）に求職登録を行い、求職活動を専ら行っている。	保育所等入所日又は離職日から3か月が経過するまでの期間 ※年度内において3か月以内

私立幼稚園や認定こども園に1号入所している方が、預かり保育を利用する場合

認定区分	新2号認定	新3号認定
対象年齢	3歳児～5歳児	満3歳児
対象者	保護者の就労等により、家庭で保育ができない方	保護者の就労等により、家庭で保育ができない方のうち、 <u>市民税が非課税世帯の方</u>
無償化の上限額	預かり保育料 月 11,300 円まで (ただし、1日当たり450円まで)	預かり保育料 月 16,300 円まで (ただし、1日当たり450円まで)
無償化の対象事業	幼稚園や認定こども園の預かり保育	
利用費の請求方法	施設が利用者分をまとめて請求しますので、個人での手続きは必要ありません。 (無償化の上限額を超えた分は、施設へ直接お支払いください。)	

認可外保育施設や一時預かりなどを利用する場合

※認可保育施設や企業主導型保育施設に入園している方は対象外です

認定区分	新2号認定	新3号認定
対象年齢	3歳児～5歳児	0歳児～2歳児
対象者	保護者の就労等により、家庭で保育ができない方	保護者の就労等により、家庭で保育ができない方のうち、 <u>市民税が非課税世帯の方</u>
無償化の上限額	保育料 月 37,000 円まで	保育料 月 42,000 円まで
無償化の対象事業	◎認可外保育施設（企業主導型を除く） ◎一時預かり事業 ◎ファミリーサポートセンター ◎病児・病後児保育 ※詳しくは P5～6 でご確認ください	
利用費の請求方法	施設に利用料を支払い、あとから市へ無償化分を請求してください。 (償還払い制度) 詳しくは、P8 をご覧ください。	

2 施設等利用給付認定を受けるには

提出期限と提出先

認定開始希望日	申請書類の提出期限	提出先
令和6年4月1日 認定開始	令和6年2月22日(木)まで	始良市役所 子どもみらい課
令和6年4月2日以降 認定開始	認定開始希望日の前月末まで ※認定開始を遡ることはできません。	

提出が必要な書類

必要書類	説明
<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付 認定申請書兼現況届	子ども一人につき1部
<input type="checkbox"/> 就労証明書等、 保育の必要性を確認するもの	保護者一人につき1部 ※保育の必要な事由により必要書類が異なります。次ページの「保育の必要性を確認するために必要な書類」をご確認ください。 ※同住所に65歳未満の同居人(祖父母等)がいる場合、その方の分も必要です。
※認可外保育施設を利用する場合のみ <input type="checkbox"/> 保育所等利用申込等の不実施に係る理由書	認可外保育施設を利用する場合に提出が必要でそれ以外の方は必要ありません。
<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙	世帯につき1部

※R6年度の保育園の申込などで、就労証明書やマイナンバー記入用紙を子どもみらい課にすでにご提出済みの場合は、改めて出しなおす必要はありません。

※申込児童の兄弟姉妹が、認可外保育施設、企業主導型保育施設、一時預かり事業等を利用している場合、通所している施設から『利用証明書』を発行してもらい、提出してください。詳しくはお問い合わせください

保育の必要性を確認するために必要な書類

提出書類		書類の注意点等	証明の依頼先
就 労	<input type="checkbox"/> 就労証明書	職場に復帰(採用)予定の方は、復職(採用)予定日を明記してください。 勤務先が複数ある場合は、その勤務先ごとにご提出ください。	就職しているまたは就職予定の会社
育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※「育児休業の取得」、 「復職日」も記入		
自 営 業	<input type="checkbox"/> 就労証明書	就労証明書の内容をご自身でご記入のうえ、事業の内容について、民生委員に事実確認の署名を依頼してください。 民生委員の連絡先は子どもみらい課にお問合せください。 ※新たに自営業を始めた場合等は関連資料(開業届や確定申告書の写し等)が必要です	居住地区担当の民生委員
出産(妊娠)	<input type="checkbox"/> 母子手帳(写)	『母子健康手帳』の表紙と分娩予定日が記載されたページの写し	
病 気 療 養	<input type="checkbox"/> 診断書(意見書)	日常の保育ができない及びその期間が明記されていること	
心 身 障 害	<input type="checkbox"/> 診断書(意見書) + <input type="checkbox"/> 障害者手帳(写)または療育手帳(写)等	等級が1級・2級の障害、又は日常生活が著しく制限される障害があり、日常の保育が困難だと確認できること	入院・通院中、またはかかりつけの病院の医師 診断書(意見書)は、始良市の様式を使用してください。
看 介 護	<input type="checkbox"/> 診断書(意見書) + <input type="checkbox"/> 障害者手帳(写)または要介護度認定通知書(写)等	看護・介護の状況及び看護・介護を受ける方の看護・介護等が必要だと明記されていること。	
就 学 技 能 取 得	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 時間割 等	就学日数や就学時間等が確認できるものをご提出ください。	就学先の学校や訓練校など
求 職 活 動	<input type="checkbox"/> ハローワークの登録証(写)等		ハローワーク

3 始良市内の施設等利用給付・無償化対象施設について

※始良市外の施設を利用希望の場合、無償化の対象となるか、事前にお問合せください。

※令和6年1月時点での情報です。内容に変更が生じた場合、始良市ホームページ上で随時お知らせします。

一時預かり、預かり保育の実施施設

種別	保育所の名称	住 所	電話番号	一時 預り	預り 保育	備考
保育所	せんとり保育園	加治木町木田 4093	73-5461	○		
保育所	加治木たちばな保育園	加治木町諏訪町 185-2	62-2560	○		
認定こども園	蒲生てんてんこども園	蒲生町上久徳 1194-18	52-0112	○	○	
認定こども園	エミールこども園	西餅田 2803	65-1515		○	
認定こども園	エミールさくらこども園	西餅田 2803-3	65-5898		○	
認定こども園	啓明幼稚園・保育園	池島町 31-7	65-3027		○	
認定こども園	建昌保育園	東餅田 2602	67-3333	○	○	
認定こども園	建昌菜の花保育園	東餅田 1343-3	67-8777	○	○	
認定こども園	建昌こぎく保育園	東餅田 3355-1	73-7211	○	○	
認定こども園	池島こども園	永池町 9-3	65-1033	○	○	
認定こども園	なでしこ保育園	永池町 12-13	55-0633	○	○	
認定こども園	双葉幼稚園	加治木町諏訪町 53	62-2604		○	
認定こども園	加治木ゆなの木保育園	加治木町木田 5348-105	73-7782		○	
認定こども園	ひまわりこども園	西始良 1 丁目 39-30	55-1371	○	○	
認定こども園	おひさまこども園	西餅田 3306-1	67-1155		○	
認定こども園	かじのきこども園	加治木町木田 3453-7	63-1914	○	○	
認定こども園	太陽の子どもたち	平松 3032- 1	66-5566		○	
幼稚園	薫光幼稚園	松原町 1 丁目 17-9	65-1760		○	
幼稚園	あいら幼稚園	加治木町木田 1961	62-0345		○	
小規模保育園	なごみ保育園	加治木町木田 4085	73-7534	○		
企業主導型	イオンゆめみらい保育園	西餅田 264-1	55-1080	○		} ※一時預かり のみ対象
企業主導型	あいらの保育園のいぎーあ	西餅田 3294-1	55-1311	○		

認可外保育施設、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の実施施設

種別	保育所の名称	住 所	電話番号	認可外	病児 病後児	ファミ サポ	備考
認可外	ナホミ幼児学園	平松 4736	66-2681	○			
認可外	GENKIキッズあいら (南九イリヨー)	平松 3288	67-7056	○			※それぞれの 設置事業所の 従業員のみ 利用できます
認可外	ひまわり保育園 (南九州病院)	加治木町木田 1882	63-9071	○			
認可外	チェリッシュキッズルーム加治木 (医療法人玉昌会)	加治木町木田 4714	63-1511	○			
認可外	はーとっと加治木 (医療法人碩済会)	加治木町本町 244	73-5607	○			
認可外	たんぼぼ保育園 (医療法人七徳会)	加治木町本町 362	62-3646	○			
病児保育	陽の木かげ	宮島町 55-5	66-2233		○		
病後児保育	陽のそよかぜ	宮島町 55-5	66-2233		○		
病後児保育	あおぞら始良保育園	西餅田 3138-56	71-0523		○		
病児保育	おおくすの杜保育園	蒲生町上久徳 2301	70-6341		○		
病児保育	希望ヶ丘第二保育園	平松 5132-9	55-1392		○		
病児保育	たちばなこどもランド	松原町 2 丁目 27-12	73-6777		○		
病後児保育	にじいろ保育園	平松 2878-11	66-0203		○		
病児保育	あいらなほし保育園	宮島町 56-25	73-8778		○		※病後児 もあり
病後児保育	なぎさ保育園	松原町 1 丁目 41-6	73-8636		○		
病児保育	病児保育はいるんぐ	西餅田 3294-1	55-1311		○		
ファミサポ	始良市 ファミリー・サポート・センター	加治木町本町 393 社会福祉協議会加治木支所内	73-3456			○	

4 施設等利用給付認定の変更が必要なとき

(1) 認定後に次のような事由が発生したときは、速やかに始良市の指定する様式により変更の届出をしてください。変更の際は、交付した施設等利用給付認定通知書が必要となりますので、必ず保管しておいてください。別途、添付書類が必要な場合があります。

変更の内容	提出する書類等
①婚姻、離婚等による世帯員の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書
②保護者が就職、転職及び就業時間等の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書
③母が妊娠をしたとき	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書 <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し
④出産後に育児休業を取得したとき	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書 <input type="checkbox"/> 育児休業取得証明書
⑤その他保育を必要とする事由の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書

(2) 保育を必要とする事由（P 1 参照）に該当しなくなった場合等は、認定を取り消すことがありますのでご注意ください。また、施設等利用給付認定は、児童の年齢や保育を必要とする事由により有効期間があります。有効期間の満了後も引き続き認定を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。

(3) 新3号認定は、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税者であることが要件となります。市町村民税は、毎年6月に確定することから、課税世帯となった場合、新3号認定取消となりますのでご了承ください。

5 施設等利用費の請求(償還払い制度)について

一時預かり事業・認可外施設・病児保育・ファミリーサポートセンター事業を利用した分は、償還払い制度により市に利用費を請求していただきます。

(認定こども園や幼稚園の預かり保育、またナホミ幼児学園の利用者については、施設が利用者分をまとめて請求しますので、個人での手続きは必要ありません。)

償還払い制度とは…

一度、保護者が施設へ利用費をお支払いいただき、あとから市へ請求することで市が無償化分の利用費を支給する仕組みです。

1 施設へ利用費の支払い

一度施設へ利用費を支払い、下記の①②を発行してもらいます。

- ① 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- ② 特定子ども・子育て支援提供証明書

2 市へ無償化分の請求

市子どもみらい課で償還払いによる請求の手続きをします。
3か月分まとめて請求してください。

- 必須 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書 (3か月分)
- 必須 特定子ども・子育て支援提供証明書 (3か月分)
- 必須 印鑑
 - 振込口座の通帳の写し (初回請求時のみ)
 - 援助活動の報告書 (ファミリーサポートセンター事業利用の場合のみ)

3 保護者の指定口座へ振り込み

市で内容の審査を行い、指定の口座へ振り込みます。
毎月10日までに受け付けた請求は、その月の第4木曜日に振り込みます。
11日以降に提出した分は、翌月の支払いとなります。